

(案)

資料 1

平成 25 年 1 月 25 日

大津市長
越 直 美 様

大津市中心市街地活性化協議会
会長 酒 井 英 夫

第 2 期大津市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書（案）

平成 25 年 1 月 16 日付け大都再第 1 号で、中心市街地の活性化に関する法律第 9 条第 5 項に基づき意見照会のありました「第 2 期大津市中心市街地活性化基本計画（案）」（以下「基本計画（案）」）については、概ね妥当であるとの結論にいたりました。

なお、基本計画（案）が実効性あるものとなるため、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

基本計画（案）について

1. はじめに

平成 20 年 7 月にスタートした第 1 期大津市中心市街地活性化基本計画は最終年の平成 25 年 3 月を迎えます。「大津百町と琵琶湖を舞台とした暮らしと交流の創造都市へ」を目指した本計画については、大津商工会議所、株式会社まちづくり大津、商業者そして行政がそれぞれの責任のもと、協力・連携を図りながら実行してきた結果、湖岸エリアの観光客数は、ほぼ目標値に近い実績値となり、活性化に寄与できたものと評価しております。

しかしながら、その一方で、商店街をはじめとしたまちなかで実施したソフト事業によって賑わいが生まれるなどの成果が見られたものの、通行量の増加については依然として厳しい状況となっております。

これらの経緯を踏まえ、基本計画（案）について、次ぎのとおり意見書を提出いたします。

(案)

2. 本協議会の意見

基本計画（案）は、第1期計画における課題、①湖岸エリアの集客・交流機能の強化（新規施設のみならず既存施設を含む湖岸エリア全体に人が集い交流を生み出す取り組みが必要）②大津百町の魅力の再構築（地域資源を活かし、住民の暮らしの充実と来訪客にとっての魅力高める取り組みが必要）③JR大津駅から湖岸エリアを結ぶ動線の再構築（駅から湖岸に至る動線の再構築により回遊を促すことが必要）④情報発信・提供の強化と充実（まちの動き、トピックなど、まちの情報をわかり易く伝えることが必要）⑤組織体制の再構築（中心市街地活性化協議会の組織体制の再構築が必要）が挙げられております。

これらを踏まえ、第1期で成果として十分に効果を上げることができなかった「通行量」を増加させることを主眼に事業展開をすること、湖岸エリアでは、周辺施設間の連携を強化し、相乗的なにぎわいと集客の維持・向上を図る事業を展開すること、中心市街地活性化協議会に関係団体等からなる新たな専門プロジェクト会議を設置し、企画から実施に至るまで地域が主体的に関わり効果的な事業実施を図ることが盛り込まれており、この基本計画（案）については妥当であると判断いたします。

なお、大津市中心市街地のさらなる活性化に向けて、これまで以上に大津市と連携を図りながら、大津商工会議所・株式会社まちづくり大津・商業者・地域住民などの関係者が一体となって、「官民協働によるまちづくり」という基本認識のもと、各施策を展開していく必要があります。

当協議会では、引き続き、事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、大津市におかれても当協議会にご支援賜りますようお願いいたします。

以 上